

令和2年第1回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和2年5月15日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	中島正博	総務政策課員 企画員	芝健治
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課 企画員	宮本真里	住民生活課員 企画員	木村陽子
住民生活課 企画員	陸平志保	住民生活課員 企画員	瀬田和哉
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員 企画員	山根康生

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	三浦 誠

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1 号 上富田町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 報告第 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 3 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第 6 報告第 4 号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 報告第 5 号 令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 報告第 6 号 令和元年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 9 報告第 7 号 上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 10 報告第 8 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 42 号 上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例
- 日程第 12 議案第 43 号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 44 号 上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」の設置及び管理
に関する条例
- 日程第 14 議案第 45 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 46 号 令和 2 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算
（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 47 号 工事請負契約の締結について（令和 2 年度 第 1 号 文
化会館運営事業上富田文化会館音響設備改修工事）
- 追加日程第 1 辞職第 1 号 上富田町議会議長の辞職許可について
- 追加日程第 2 選挙第 1 号 上富田町議会議長の選挙について

- 追加日程第 3 辞職第 2 号 上富田町議会副議長の辞職許可について
- 追加日程第 4 選挙第 2 号 上富田町議会副議長の選挙について
- 日程第 1 7 選任第 1 号 上富田町議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 1 8 選任第 2 号 上富田町議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 1 9 選任第 3 号 上富田町議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 5 選挙第 3 号 富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙について
- 追加日程第 6 選挙第 4 号 富田川治水組合議会議員の補欠選挙について
- 追加日程第 7 選挙第 5 号 上大中清掃施設組合議会議員の補欠選挙について
- 追加日程第 8 選挙第 6 号 公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙について
- 追加日程第 9 選挙第 7 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
- 追加日程第 1 0 選挙第 8 号 紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 2 0 選出第 1 号 上富田町体育協会理事の選出について
- 日程第 2 1 議案第 4 8 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 2 2 議案第 4 9 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 1 1 議案第 5 0 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 1 2 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 2 年第 1 回上富田町議会臨時会を開会いたします。

日程に入る前に、世界各地で新型コロナウイルスが感染拡大をしております。感染拡大防止に皆様のご理解とご協力をお願いいたします。また、新型コロナウイルスでお亡くなりになられた多くの方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

ここで、5 月 1 日から実施しておりますクールビズ期間であります。今議会はネクタイと上着着用をお願い申し上げます。なお、途中で暑くなりましたら上着を取っていただいて結構です。また、コロナ感染拡大防止のため、マスクの着用もお願い申し上げます。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 8 時 5 8 分

再開 午前 9 時 0 1 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 11 番、山本明生君、12 番、木本眞次君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会議は本日1日間に決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。本日、ここに令和2年第1回上富田町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本臨時会に上程いたします諸議案は、報告事項として、条例の一部改正が6件、令和元年度上富田町一般会計補正予算が1件、令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書が1件、また議案として、条例の一部改正が2件、条例の制定が1件、令和2年度上富田町一般会計補正予算が1件、令和2年度特別会計国民健康保険事業補正予算が1件、工事請負契約の締結が1件、人事案件が2件でございます。

なお、追加議案として、監査委員の選任に関する人事案件1件を本臨時会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきましてご説明いたします。

報告第1号、上富田町税条例等の一部を改正する条例から報告第8号、上富田町税条例の一部を改正する条例までの8件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

報告第1号は、上富田町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、所有者不明土地などに係る固定資産税の申告の制度化と寡婦控除の見直し、固定資産税の軽減措置の延長などを定めたものであり、令和2年3月31日付で専決処分を行っております。

報告第2号は、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。報告第1号と同じく、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行された

ことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、国民健康保険税における課税限度額の見直し及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しを定めたものであり、令和2年3月31日付で専決処分を行っております。

報告第3号は、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。国の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額等の見直しを定めたものであり、令和2年3月31日付で専決処分を行っております。

報告第4号は、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。新型コロナウイルス感染症に感染するなどした給与等の支払いを受けている被用者に対して、療養のため労務に服することができないときに傷病手当金を支給するための改正であります。令和2年3月31日付で専決処分を行っております。

報告第5号は、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第5号）であります。

今回の補正は新型コロナウイルス感染症対策及び令和元年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、既定額に783万5,000円を増額し、予算総額を60億2,038万8,000円と定め、令和2年3月31日付で専決処分しましたので、その報告をし承認を求めるものであります。

報告第6号につきましては、令和元年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回、社会資本整備総合交付金事業、排水路維持補修工事、学校トイレ整備事業、文化会館音響設備改修事業について、年度内に事業が完成しなかったため、令和2年度へ9,867万9,000円を繰越ししています。

報告第7号は、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため、和歌山県後期高齢者医療広域連合の条例が改正されたことを受け、当町で申請書の受付を行うため、本条例の一部を改正するものであります。令和2年4月30日付で専決処分を行っております。

報告第8号は、上富田町税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。本改正は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための改正措置であり、令和2年4月30日付で専決処分を行っております。

議案第42号は、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案、議案第43号は、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案でございます。

両条例とも、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が一部改正され、法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことを受け、同法を引用しています本条例の一部を改正するものであります。

議案第44号は、上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」の設置及び管理に関する条例案でございます。

これまで農業者等で構成する団体が直販所経営事業として、建物を維持、管理、運営をしていただいていたましたが、経営廃止に伴い、建物が町に移管されたため、施設の設置及び管理について新たに条例に規定するため、制定するものでございます。

議案第45号につきましては、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に16億6,007万1,000円を追加し、予算総額を77億3,207万1,000円と定めています。補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、国の補正予算による特別定額給付金事業として15億8,110万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業として2,463万円を措置しています。また、町単独事業で、かみとんだ地域元気商品券支給事業として5,200万円を措置しています。その他、マスクや体温計など新型コロナウイルス感染症対策のための経費を措置しています。

議案第46号につきましては、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に100万円を追加し、予算総額を19億1,982万7,000円と定めています。新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し傷病手当金を支給するための措置をしています。

議案第47号につきましては、工事請負契約の締結について（令和2年度 第1号文化会館運営事業上富田文化会館音響設備改修工事）でございます。今回、3者の指名競争入札により、ヤマハサウンドシステム株式会社大阪営業所と6,226万円で契約の締結をするものです。工事内容につきましては、文化ホールにおける音響設備を更新するものであります。

議案第48号は、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についてであります。

重要人事案件でございますので、選任同意方よろしくお願い申し上げます。

議案第49号は、監査委員の選任についてであります。

これにつきましても、重要人事案件でございますので、選任同意方よろしくお願い申

申し上げます。

以上が本臨時会に上程いたします諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、4月1日付で人事異動を発令しています。本臨時会より説明員として出席していますので、副町長より異動発令をした課長並びに企画員を紹介させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大石哲雄）

ここで、4月1日付の職員の人事異動に伴い、説明員の紹介について許可をいたします。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

皆様、おはようございます。それでは、私から課長並びに企画員を紹介させていただきます。

向かって左側の職員を紹介させていただきます。総務政策課企画員、まちづくりグループ長兼大谷総合センター館長の芝健治です。続きまして、向かって右側の職員を紹介させていただきます。教育委員会生涯学習課長の三浦誠です。住民生活課企画員、生活グループの木村陽子です。産業建設課企画員、建設グループ長兼検査員の山根康生です。

（各自自席で起立し挨拶する）

今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

△日程第3 報告第1号～日程第16 議案第47号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第3 報告第1号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の件から日程第16 議案第47号、工事請負契約の締結について（令和2年度 第1号 文化会館運営事業上富田文化会館音響設備改修工事）の件まで14件を一括議題といたします。当局より提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由の説明につきましてはなるべく簡潔にお願いを申し上げます。

税務課長、平尾君。

○税務課長（平尾好孝）

皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから、報告第1号及び報告第2号についてご説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

専決第1号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第1号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

上富田町税条例等の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町税条例等の一部を改正する条例であります。今回、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、上富田町税条例等につきましてもその一部を改正し、同日付で専決処分、本議会において報告し、承認を求めるものであります。

それでは、主な改正事項について新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。

まず、8ページをお願いします。

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しであります。第24条、町民税の非課税の範囲から、10ページの第36条の3の3、町民税に係る公的年金等の扶養親族申告書までの改正であります。未婚のひとり親であっても経済的に苦しい状況は寡婦と同じであるという観点から、平成31年3月議会において単身児童扶養者、それを個人の町民税の非課税の範囲に加えたところです。今回、ひとり親の子供の環境は、未婚や死別の親の子供と同じ環境であり、区別すべきではないという観点から未婚のひとり親に寡婦控除を適用し、さらに寡婦に寡夫と同等の所得金額500万円の所得制限を設け、また子ありの寡夫の控除額26万円を子ありの寡婦の控除額30万円と同額にする旨の改正であります。

今回の改正により、全てのひとり親家庭に対して公平な税制対応となります。なお、所得制限500万円以下の扶養親族がいない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別、離別の女性については現状のままの措置ということになります。令和3年1月1日施行となっております。

次に、12ページをお願いします。

所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応としまして、第54条、固定資産税の納税義務者、及び16ページにあります第74条の3、現所有者の申告の改正であります。

年々所有者不明土地が全国的に増加しております。現状、公共事業の推進や固定資産

税の現状把握のための法定相続人全員の戸籍の請求など、調査事務に膨大な時間と労力がかかっており、その解消のための今回は改正であります。

大きく2点あります。1点目、現に所有している者の申告の制度化であります。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している、これは相続人なんですが、相続人に対して、氏名、住所等必要な事項を申告させることができる旨の改正であります。

2点目としまして、使用者を所有者とみなす制度の拡大です。戸籍上の公簿上の調査や関係機関への調査等を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする旨の改正であります。令和2年4月1日施行となっております。

次に、20ページをお願いします。

附則第3条の2、延滞金の割合等の特例措置であります。還付加算金や延滞金については、地方税法で年7.3%または14.6%の割合が定められていますが、近年の低金利の状況を踏まえ、負担軽減の観点から、平成25年度改正により特例基準割合というものを定めております。今回の改正では、還付加算金や徴収の猶予、納期限の延長に係る延滞金に限り、特例基準割合の引下げをプラス1%からプラス0.5%に行う旨の改正であります。なお、通常の延滞金につきましては、引き続き現行の特例基準割合の水準、つまり2.6%と8.9%を維持していきます。令和3年1月1日施行となっております。

5ページの附則の第1条において、この条例は令和2年4月1日から施行し、施行日の異なる改正条文につきましては、それぞれ各号に記載しております。

また、附則の第2条以降、それぞれの経過措置について記載しております。

以下、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

次に、今回の税条例では直接的な改正はしていないのですが、上位法であります地方税法の改正により、その取扱い事務が変更になる主な事項についてご説明申し上げます。資料のほうはございませんので、口頭での説明となります。

まず、1点目ですが、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の改正であります。地方税法附則第8条の2の2、第9条の2の2等の一部改正でありまして、企業版ふるさと納税制度のさらなる活用の促進並びに地方への資金の流れを高めるため、その制度の拡充等の措置を講じ、さらに延長期間を5年延長するものであります。

具体的には、税額控除が3割から6割に、損金算入の3割と合わせて、寄附する企業にとって最大9割の負担軽減となります。また、事業の個別認定から包括認定へ、再生

計画認定手続の簡素化、寄附時期の制限の大幅な緩和などの改正というふうになっております。令和2年4月1日の施行となります。

報告第1号につきましては以上です。

続きまして、報告第2号を説明させていただきます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、同日の3月31日に条例の一部を改正し、専決処分を行いましたので、その報告をし、承認を求めます。

それでは、主な改正事項についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

まず、第2条第2項ただし書中、61万から63万に改正しております。これは医療保険分の賦課限度額のことでありまして、高所得者層への負担が増加する一方、中間所得者層に配慮した改正となっております。

次に、同条第4項ただし書中、介護保険分の賦課限度額である16万円を17万円に改正しております。

同じく第23条中でも、医療保険分の賦課限度額61万円を63万円に、介護保険分の賦課限度額16万円を17万円に改正しています。

次に、第23条第2号中、5割軽減の軽減所得金額の算定額である28万円を28万5,000円に、同条3号中、2割軽減の軽減所得金額の算定額である51万円を52万円に改正しています。それぞれ軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を引き上げたものであり、低所得者層へ配慮した改正となっております。

附則の第1条において、この条例は令和2年4月1日から施行するとしています。ま

た、附則の第2条に適用区分の規定を記載、参考資料として新旧対照表を2ページ以降に添付していますので、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

おはようございます。

報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第3号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

国の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額等の見直しを定めたものであり、令和2年3月31日付で専決処分を行っております。

次のページをお願いいたします。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしてございます。参考資料としまして、3ページから新旧対照表を添付しておりますのでお目通しをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

よろしく申し上げます。私からは、報告第4号について説明させていただきます。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め
記。

専決第4号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第4号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

今回の条例の一部改正につきましては、上富田町国民健康保険の被保険者で、被用者、給与の支払いを受けている方が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱などの症状があり、感染が疑われるときにその療養のため仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するものです。

附則に次の6項を加えるとして、3項から8項まで加えてございます。3項では、給与の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定した日について傷病手当金を支給するとしてございます。

4項では、傷病手当金の1日当たりの支給額とその上限額について定めてございます。1日当たりの支給額は、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就業日数で割った金額の3分の2に相当する額としております。

5項では支給期間について、6項から、次のページをお願いします、8項までは傷病手当金と給与との調整について定めてございます。

なお、附則としまして、この条例は令和2年3月31日から施行し、改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとしてございます。

参考資料としまして、3、4ページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願ひします。私のほうからは、報告第5号と第6号について説明をいたします。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第5号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第5号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ783万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,038万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入、10款地方特例交付金では、補正前の額に1,557万9,000円を追加し、5,867万円と定めています。

11款地方交付税では、補正前の額に4,003万1,000円を追加。

15款国庫支出金では、補正前の額に194万5,000円を追加。

16款県支出金では、補正前の額に65万円を追加。

19款繰入金では、補正前の額から4,998万5,000円を減額。

21款諸収入では、補正前の額から38万5,000円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額に783万5,000円を追加、60億2,038万8,000円と定めています。

歳出。

3款民生費では、補正前の額に252万5,000円を追加し、20億8,748万3,000円と定めています。

8款消防費では、補正前の額に380万8,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額に150万2,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に783万5,000円を追加、60億2,038万8,000円と定めております。

次のページをお願いします。

「第2表 繰越明許費」です。

年度内に事業が完成しなかったため、令和2年度への繰越しを行うものです。

7款土木費、2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業で300万円、3項河川費の排水路維持補修事業で350万円。

9款教育費、2項小学校費の学校トイレ整備事業で5,200万円、3項中学校費の学校トイレ整備事業で3,700万円、4項社会教育費の文化会館音響設備改修事業で317万9,000円とそれぞれ定め、合計では9,867万9,000円となっております。

次のページをお願いします。5ページでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから7ページまで恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出から説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

歳出。

今回、例年と比べまして、専決補正を基本的に取りやめることといたしましたので、かなりボリュームが小さい専決補正になってございます。読み上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、こちらは財源内訳の変更でございます。

2項児童福祉費、上の1目児童福祉総務費につきましては252万5,000円の追加。児童扶養手当システムの支払い回数に変更になりましたものですから、それに合わせてコンピューターのシステムを改修する委託料を措置するものでございます。

2目保育所運営費は財源内訳の変更でございます。

8款消防費、1項消防費380万8,000円の追加。年度末に消防団員の退職され

た方に支払う報償金を措置するものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、こちらも財源内訳の変更です。

2項小学校費では13万9,000円の追加。新型コロナ対策でのマスクですとか消毒液といった消耗品費を措置したものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費、3万3,000円の追加。こちらもマスクやら消毒液等の措置でございます。

4項社会教育費、133万円の追加。これも新型コロナ対策で、3月から学童保育の時間を朝から延長して開いていただきました分で、それに合わせた委託料の増額を措置したものでございます。

5項保健体育費、こちらは財源内訳の変更でございます。

以上が歳出です。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

10款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金1,557万9,000円の追加。これは昨年10月からの幼児教育無償化に関わる費用、幼稚園、保育園の大半の方々の保育料が無償化になった部分を令和元年度に限り、国からの交付金でもって補填をする仕組みでございます。国からの精算が1,557万9,000円と予算を上回って交付をされることが確定いたしましたので、歳入として計上しているものでございます。

続いて、11款地方交付税、1項地方交付税、4,003万1,000円を追加。地方交付税のうちの特別交付税の金額が、こちらも予算を上回って本町への配分をいただいたものですから、4,003万1,000円を増額して予算として計上したものでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、194万5,000円を追加。適用で子ども・子育て支援交付金とございます。子ども・子育て支援交付金というのは、学童保育ですとか、様々な子ども・子育て支援に関わる従来型の補助金を統合したものでございます。具体的には先ほど申しました3月から学童保育を延長していただいた部分について、国費がついているものがございます。それ以外に従来型の子ども・子育て支援交付金を予算以上に頂くことが確定したものですから、194万5,000円の追加をいたしました。

16款県支出金、2項県補助金、65万円の追加。1節社会福祉費補助金としては、障害者総合支援事業費の補助金の増額の部分、それから、2節児童福祉費補助金の部分

で、子ども・子育て支援の事務費についての補助金も増額していただくことになりましたので、両方合わせて65万円の追加補正を計上しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金、4,998万5,000円を減額。財政調整基金からの繰入金を4,998万5,000円減額いたしまして、令和元年度につきましては財政調整基金からの繰入金を年間を通して言えば繰入れをゼロにする計算でございます。

21款諸収入の2項雑入、合計しまして38万5,000円を減額。大きなものは、3目給食事業収入の1節学校給食費で、3月の学校の臨時休校に伴いまして、保護者から頂く給食費の入がなくなっているものでございますので、それを419万3,000円ほど減額してございます。

4目雑入では、先ほどの消防団員退職報償金のところに充てる財源といたしまして、雑入を加えているものでございます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、1枚紙でございます。報告第6号、令和元年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

横になっている紙でございます。読み上げます。

報告第6号、令和元年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

7款土木費では、2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業で300万円、3項河川費の排水路維持補修事業で350万円、9款教育費の2項小学校費の学校トイレ整備事業で5,200万円、3項中学校費の学校トイレ整備事業で3,700万円、4項社会教育費の文化会館音響設備改修事業で317万9,000円、合計しまして9,867万9,000円と定めてございます。

内訳については、合計で申し上げます。国、県からの支出金部分が1,736万7,000円、地方債で6,200万円、一般財源で1,931万2,000円でございます。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

この報告につきましては、先ほどの専決第5号の第2条によりご説明申し上げました繰越明許費につきまして、地方自治法第146条の規定に基づき、財源内訳とともに報告するものでございます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

私のほうからは以上です。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

よろしく申し上げます。私からは、報告第7号について説明させていただきます。

報告第7号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第6号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第6号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年4月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して傷病手当金を支給するため、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、町条例の一部改正を行うものです。第2条中、「第8号」を「第9号」とし、「第7号」の次に次の1号を加える。第8号、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。

なお、附則としまして、この条例は令和2年4月30日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、2ページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

税務課長、平尾君。

○税務課長（平尾好孝）

よろしく申し上げます。

それでは、私のほうからは、報告第8号についてご説明を申し上げます。

報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

専決第7号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第7号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年4月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例であります。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための改正措置であり、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、上富田町税条例の一部改正につきましても同日付で専決処分し、本議会において報告、承認を求めるものであります。内容は、税における徴収の猶予、税の減免制度、税の軽減措置の延長やその拡大等によるものであります。

主な改正事項は次のとおりです。新旧対照表でご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

中ほどに生産性特別措置法に基づく固定資産税の特例措置として、附則第10条の2第16項を新規で追加しております。従来から同条第14項において、生産性特別措置法に基づく認定先端設備導入計画に該当する機械操作等に対しましてはその割合をゼロとしておりましたが、今回、さらに同条第16項において、新型コロナウイルス感染の影響を受けながらも、新規に先端設備投資を行う中小企業者等に対し、令和3年3月31日までに取得したその事業の用に供する家屋及び構築物についても対象とする旨の改正を行っております。令和2年4月30日施行となっております。

次に、同じく2ページで、軽自動車税の環境性能割の非課税措置を6か月間延長する措置として、附則第15条の2第1項を改正しております。昨年度、消費税10%対応として、軽自動車を購入した場合の環境性能割の非課税の対象期間を令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間としておりましたが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響により、期間内に購入できなかった方への対応として、その期間を6か月間延長し、令和3年3月31日までとする旨の改正であります。令和2年4月30日施行となっております。

次に、3ページをお願いします。

附則第24条において、新型コロナウイルス感染症に係る徴収の猶予に係る手続等についても、従来からある町税条例第9条の徴収猶予の申請手続を準用して手続が行われることの措置による改正であります。これにより、新型コロナウイルス感染症に係る手続につきましても、納期限から1年以内の徴収の猶予が認められることとなります。なお、納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までに到来するものに限り適用

されます。

また、今回、徴収猶予の特定の創設により、無担保かつ延滞金なしの特例措置ということになっております。これにつきましては地方税法の改正のみとし、従来の町税条例で対応可能となっております。具体的には、令和2年2月以降、減収した任意の1か月の収入が前年同月等と比べて20%の減額がある方、一時に納付し、または納付を行うことが困難な方が対象となります。令和2年4月30日施行となっております。

次に、4ページをお願いします。

下ほど、附則第25条で、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例を新設しております。町民税所得割の納税者が、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された、または開催する予定であった国が指定した行事やイベントが新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、中止もしくは延期または規模の縮小により生じた入場料金、参加料等の払戻しを請求する権利の全部またはその一部を指定期間内に放棄をした場合、払戻し請求権相当額を寄附金として支出したものとみなす旨の改定であります。令和3年4月1日施行となっております。

次に、5ページをお願いします。

第26条で、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を新設しております。昨年、令和元年10月1日からの消費税10%に伴う特別税額控除の特例措置を実施し、その対象となる入居期間を令和元年10月1日から令和2年12月31日までとする改正をしたところですが、今回の新型コロナ感染症の影響により、住宅の建設等でその建設が遅れているため、その期間を1年間延長するための改正措置であり、適用期間を令和15年度から令和16年度までに改正するものであります。令和3年1月1日施行となっております。

1ページの附則に、この条例は令和2年4月30日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するとなっております。これにつきましても、今回の上富田町税条例では直接的な改正はしていないのですが、上位法であります地方税法等の改正により、町税条例の事務取扱いが変更になる事項についてご説明を申し上げます。口頭での説明になります。

地方税法附則第61条におきまして、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例を新設しております。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して厳しい経営環境に直面している中小企業等の救済措置として、その償却資産と事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税を軽減する規定であり、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて50%以上減少しているものにはその全額、30%以上5

0%未満減少しているものには2分の1の減額措置を行う地方税法の改正であります。
令和3年1月1日施行となっております。

なお、今回のコロナ関連の改正による減収分につきましては、100%国の減収補填特別交付金が交付されることになっております。この減収補填特別交付金の予算化につきましては、その軽減措置や減免申請の状況などを考慮しつつ、適切な時期に補正等の対応をしていきたいと思っております。

以上です。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

私から、議案第42号、43号についてご説明いたします。

議案第42号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が一部改正され、法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことを受け、同法を引用しております本条例の一部を改正するものであります。附則で、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、2ページに新旧対照表を添付しておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第43号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町手数料徴収条例の一部改正。

上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましても、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が

一部改正され、法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことを受け、同法を引用しております本条例の一部を改正するものであります。附則で、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、2ページ、3ページに新旧対照表を添付しておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第44号についてご説明申し上げます。

議案第44号、上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」の設置及び管理に関する条例。

上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」の設置及び管理に関する条例（案）。

条例案の背景についてでございますが、これまで農業者等で構成する団体が直販所経営事業で維持管理、運営していましたが、経営廃止に伴い、建物が町に移管されたため、産業振興・交流施設として管理していくため制定するものでございます。

条文に沿って、ご説明申し上げます。第1条では趣旨について、第2条では設置についてを定めてございます。第3条では名称と位置、第4条では施設についてを定めてございます。第5条では指定管理者による管理について、次のページをお願いいたします、第6条では指定管理者が行う業務についてを定めてございます。第7条から第11条につきましては使用関係について定めてございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくをお願いいたします。

私のほうからは、議案第45号についてご説明をいたします。

議案第45号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億6,007万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億3,207万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に16億563万円を追加し、22億6,242万2,000円と定めております。

19款繰入金では、補正前の額に5,444万1,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に16億6,007万1,000円を追加し、77億3,207万1,000円と定めております。

歳出です。

2款総務費では、補正前の額に15億8,135万円を追加し、23億6,045万1,000円と定めています。

3款民生費では、補正前の額に2,490万9,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に25万2,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に5,200万円を追加。

9款教育費では、補正前の額に156万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に16億6,007万1,000円を追加、77億3,207万1,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから5ページまでは恐れ入りますが、お目通しをお願いします。

それでは、歳出から説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

3、歳出。

2款総務費では、1項総務管理費で合わせて15億8,135万円を追加。主なもの

は19節負担金、補助及び交付金、いわゆる特別定額給付金1人当たり10万円を町民に配布するための予算を措置するものでございます。

3款民生費では、2項児童福祉費で、次のページをお願いいたします、合わせまして2,490万9,000円を追加。新型コロナ対応に伴いまして、児童手当を特例で1万円を追加支給するための扶助費及びシステム改修費等を措置するものでございます。

4款衛生費の1項保健衛生費で25万2,000円の追加。マスク、アルコール消毒液等の消耗品費等と体温計の購入費を措置するものでございます。

6款商工費の1項商工費で5,200万円の追加。かみとんだ地域元気商品券支給事業費といたしまして、3,000円分の上富田町商工会の商品券を町民全員分を対象として配布するための予算及びそのための事務費を計上するものでございます。

9款教育費の2項小学校費で、次のページをお願いします、110万円の追加。体温計とマスク等の消耗品の購入でございます。

3項中学校費で17万2,000円の追加。こちらも体温計と消毒液、マスク等の消耗品の購入を措置するものでございます。

4項社会教育費で合わせまして28万8,000円を追加。こちらも文化会館、そのほか社会教育施設におけるマスク、消毒液、体温計の購入を措置するものでございます。

そのほか、図書館におきましても、窓口の仕切り板としてアクリル板で職員と貸出し希望者との間に覆いをつける感染予防措置の費用も計上してございます。

次のページは、給与費明細書でございます。恐れ入りますが、お目通しをお願いします。

それでは、歳入の説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

15款国庫支出金の国庫補助金で、合わせまして16億563万円を追加。10万円の特別定額給付金の費用、それから、児童手当の1万円の増額の費用、事務費共々国から頂くものを収入として計上しているものでございます。

19款繰入金の2項基金繰入金で5,444万1,000円を追加いたしております。こちらは財政調整基金からの繰入れでございます。今回、財政調整基金から繰入金5,444万1,000円いたしますのは、今回の補正に係る当面の一般財源を措置するものです。国からは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受けませんが、この臨時交付金は現在のところ、約8,500万円を上限といたしまして、これこれいろいろな事業に使うという計画を町役場として確定して、それを国に提出して初めて認められるお金でございます。現在、その計画書の作成最中でございます。改めて6月の定例会には補正予算として提案させていただきますけれども、臨時交付金を頂く

前にかみとんだ地域元気商品券の支給を早急に実施したいことから、当面の措置として財政調整基金から繰入金として充当するものでございます。

以上で説明を終わります。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第46号について説明させていただきます。

議案第46号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）。

令和2年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,982万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

4款県支出金では、補正前の額に100万円を追加し、13億2,019万4,000円と定めています。

歳入合計としまして、補正前の額に100万円を追加し、19億1,982万7,000円と定めています。

歳出です。

2款保険給付費では、補正前の額に100万円を追加し、12億9,602万6,000円と定めています。

歳出合計としまして、補正前の額に100万円を追加し、19億1,982万7,000円と定めています。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金では、補正前の額に 1 0 0 万円を追加。特別調整交付金へ 1 0 0 万円追加措置してございます。

3、歳出。

2 款保険給付費、6 項傷病手当金、1 目傷病手当金では、補正前の額 1 0 0 万円を追加。報告第 4 号にて報告させていただきました新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金として 1 0 0 万円追加措置してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、三浦君。

○教育委員会生涯学習課長（三浦 誠）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第 4 7 号についてご説明申し上げます。

議案第 4 7 号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した令和 2 年度第 1 号文化会館運営事業上富田文化会館音響設備改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。

令和 2 年度第 1 号文化会館運営事業上富田文化会館音響設備改修工事。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

一金 6, 2 2 6 万円。

4、契約の相手方。

大阪市淀川区西中島 4 丁目 7 番 1 8 号、ヤマハサウンドシステム株式会社大阪営業所、所長岸本一史。

令和 2 年 5 月 1 5 日提出、上富田町長奥田誠。

本事業につきましては、指名競争入札による工事請負契約でございます。ヤマハサウンドシステム株式会社大阪営業所、ヒビノアークス株式会社大阪営業所、株式会社東和エンジニアリング関西支社の電気通信事業の資格を有する特定業者 3 者により、4 月 2 7 日に指名競争入札が執行され、ヤマハサウンドシステム株式会社大阪営業所が落札しております。

改修工事の内容につきましては、文化ホールにおける音響設備の改修となり、スピーカーをはじめ、音響操作の機械、周辺機器等の一式を入れ替える工事でございます。

次のページに参考資料といたしまして、仮契約書の写しを添付してございます。

一番裏面になりますけれども、この契約書の最終事項におきまして、この契約は上富田町議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により本契約を締結したものとすると定めてございます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

ここで10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時33分

○議長（大石哲雄）

再開します。

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

△日程第3 報告第1号

○議長（大石哲雄）

日程第3 報告第1号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第1号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求

める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第4 報告第2号

○議長（大石哲雄）

日程第4 報告第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより報告第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第5 報告第3号

○議長（大石哲雄）

日程第5 報告第3号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これで討論を終了します。
これより報告第3号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。
本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

△日程第6 報告第4号

○議長（大石哲雄）

日程第6 報告第4号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。
質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

よろしく申し上げます。
新旧対照表3ページの新のほうのちょうど真ん中辺りにあるんですけども、「新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるとき」と書かれておるんですけども、この又は以降の部分の判断というのはどなたがされるんですか。本人が判断して申告するのか、それとも病院に行って、疑われますねと言われたら認められるのか、その辺の法の解釈の仕方を教えてください。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

8番、松井議員の質疑にお答えします。

申請書のほうで事業主さんに証明していただく部分と医療機関で証明していただく部分がございます。病院等を受診された方については医療機関の証明で、病院等受診されなかった場合は事業主さんでの証明で確認等させてもらう形になります。

○議長（大石哲雄）

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

今お答えをいただいて、病院にかからなかったら事業主さんに証明していただく、要は休みましたよということだと思えるんですけども、しかし、コロナウイルスに感染した疑いがあるというような判断を事業者さんがされるんですか。あるいは個人が、どうも熱があるので、これはいつものインフルエンザの症状と違うから、どうも疑わしいんやよと言うたら認めていただける、こういうことでよろしいのか。

あるいは病院へ行ったときも、病院へ行ったときというか、行かなくちゃ、とにかくいかんわけですね、病院でもね。行って、検査してくれたらええんやけれども、これは分からへんけれども薬だけ出しておこうか、何の薬か分からん、風邪薬出しておこうかといったときは、それは認められないというようなことになるかと思うので、その辺の公平な判断というのはどう私たちは受け取ったらいいですか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（大石哲雄）

それでは、再開します。

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

8番、松井議員の質疑にお答えします。

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いていて、解熱剤を飲み続けなけれ

ばならない場合や強いだるさや息苦しきがある場合が該当します。PCR検査等で結果が陰性であったとしても、風邪の症状や37.5度以上の発熱が続いており、感染の疑いが完全に否定できない場合は傷病手当金の対象という形になります。

○議長（大石哲雄）

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

これは国からの法律なんですか。うち独自の、国からのあれですね。国も緊急事態なので、こういうときの緊急事態ということで対応されていると思うんやけれども、しかし、それは地方が任されて判断せなあかんから大変やと思うんやけれども。しかし、不公平感というのはどうもあるような気がするんですね。というのはやっぱり37.5分以上の熱があつて申告したら、当然企業としたらそれは自己申告。熱があつたというて休んでいるんやから自己申告。人は正しいことしか言わんというようなことになっていると思うんやけれども、非常に難しい問題をはらんでいると思うんですよ。ですから、国が言うてきたからあれだというのはもちろんそうかもしれないけれども、しかし、町として、こんなことが本当に正しいんかどうかというのに対して、公平でいけるんかどうかというのは町長、どんなに考えているんですか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時46分

○議長（大石哲雄）

再開します。

住民生活課長、坂本君。

○住民生活課長（坂本 徹）

8番、松井議員のご質問にお答えさせていただきます。

国のほうからそういった部分についてのQ&Aが出ております。その中に、事業者について、医療機関に未受診で事業主の証明のみを持って手当を支給する場合においては、手続上確認の方法の例がございしますが、判断基準が弱いと思われるものについてはもっと明確的な判断が欲しいと。その中で事業主に関して、何らかの裏づけ資料の必要はないのか、また、広く認知されている問題になるとと思われるものについて、特に個人の場合

合については不正が考えられるということで質問が出ているんですけども、これについては、国が4月24日の段階については確認させていただきたいという答えが出ておりますので、今しばらくその答弁については確認中という形の中でよろしく願います。

○議長（大石哲雄）

併せて、副町長。

○副町長（山本敏章）

先ほどの松井議員さんのご質問のとおりだと思います、指摘事項については。その内容につきましては、今担当課長のほうから申し上げましたけれども、内容についての詳細な内容、運用につきましては再度国と十分協議した上で、不正なり、公平性を保てるように対応していきますので何とぞよろしく願います。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第4号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第7 報告第5号

○議長（大石哲雄）

日程第7 報告第5号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分

の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第5号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第8 報告第6号

○議長（大石哲雄）

日程第8 報告第6号、令和元年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第6号、令和元年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第9 報告第7号

○議長（大石哲雄）

日程第9 報告第7号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第7号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第 10 報告第 8 号

○議長（大石哲雄）

日程第 10 報告第 8 号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 8 号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
る件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第 11 議案第 42 号

○議長（大石哲雄）

日程第 11 議案第 42 号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第42号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第43号

○議長(大石哲雄)

日程第12 議案第43号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第43号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 3 議案第 4 4 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 3 議案第 4 4 号、上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」の設置及び管理に関する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番、松井君。

○8 番（松井孝恵）

この産業振興・交流施設「彦五郎」なんですけれども、委員会でもお聞きはしたんですけれども、大体の方向性というのは説明いただきました。ただ、ここの条例の中で、「地域の産業振興及び都市等と地域住民の交流促進を図るため、産業振興施設を設置する」とあるのを読みますと、やっぱり民間の力というんか、そういった民間の事業者の力も借りていくというようなことも必要なんだとは思っているんですけれども、それに鑑みれば決して物すごく慌てているということじゃないと思うので、例えば民間に広く募集するとか、そういったことは考えたことはなかったんですか。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

8 番、松井議員の質疑にお答えいたします。

施設の今後の利活用等についてでございます。質疑にございましたように、施設の利用について今後というふうなこともいただいたんですが、今後につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定というふうな条例の中に基づいて進めてまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

8 番、松井君。

○8 番（松井孝恵）

そういう方向性に決めたから、この条例を上程されたわけなんですけれども、あそこの施設自身、やっぱり委託者を探して、お金を払って委託するというような考え方じゃなくて、発信していくというあれもあると思うんですね。今トイレも含めてしているような団体、それはそこにいこうというのは全然理解もできるんですけれども、ただそうであ

れば別にあそこに施設がある必要も特にないように思うんです。別に委託先だけそこに指定して、別にトイレも掃除してもらったらいいいし、周辺も掃除してもらったらええように思うんですけど。ですから、ちょっとなぜこういうふうに決まったというのは理解できんねけど、僕は遅きに失したとまだ思っていませんので、本当にそういった意味では民間で使いたい、やってみたいと、あるいはそういうふうな前のお商売をしている方は辞められましたけれども、私はたくさんあるという声も一部の方から聞いております。そういった方に聞くという方法もあったんじゃないか。これは上程してしまったので、それは役場としては通さないかんと思うんでしょうけれども、私は意見になりますけれども、そういうことは言っておきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

質問の内容がちょっと分からん。質疑。

○8番（松井孝恵）

僕は広く民間の方々に再度また使う人がないか、探ったほうがよかったと思うんです。探った上で全然ないので、こういう条例を作って、委託先を見つけて、ここの管理とか公園などでトイレも含めて、掃除も含めてやってもろうてこれは使ってもらったらいいとなっていったんだったら仕方ないけれども、その辺の経緯がこの間の説明の中で分かりにくかったので、もしあったんだたら言うてほしいし。僕はそういうふうに広く公募したらよかったんじゃないかと思っているんです。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○議長（大石哲雄）

再開します。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

まず、これにつきましては、いわゆる「彦五郎」の施設の設置、管理の部分を条例化したものであります。だから、今度、また指定管理の場合は指定管理者の部分で議案として上程させていただきますので、今、松井議員が言われているのはその段階での質疑になるのかなと思います。だから、今の段階はまず設置管理条例を町の施設として設置す

るということでご理解していただきたいと。

今言われたのは、また今後の近々、6月になるか、9月になるか、上程させていただくときには十分もう一度協議はします。しますけれども、あくまでもまず設置管理条例を制定しないことには、指定管理も何もいきませんので、そういうことでお願いします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第44号、上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」の設置及び管理に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第45号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第45号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

収入、支出一括でお願いします。

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

先ほど中島企画員のほうから説明していただきましたが、11ページからなんですけれども、今回コロナウイルスの関係で備品購入費、学校含めて6か所あるんですけれども、これは町がまとめて一括買いしたのか、それともばらばらでしたのか、その点。金額は同じか、その辺教えていただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

12番、木本議員の質疑にお答えいたします。

お申し越しのように、各課というか、款項ごとに消耗品費、あるいは非接触型体温計購入費等でばらけておりますが、契約の実務といいますか、実際の発注はある一つの業者様に同じ単価で発注をそれぞれかけております。例えば非接触型の体温計でいうと2万1,780円、あと、ちょっと性能が劣る4,840円の体温計も買っているということなどを伺っております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第45号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第46号

○議長（大石哲雄）

日程第15 議案第46号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第46号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第47号

○議長（大石哲雄）

日程第16 議案第47号、工事請負契約の締結について（令和2年度 第1号 文化会館運営事業上富田文化会館音響設備改修工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第47号、工事請負契約の締結について（令和2年度 第1号 文化会館運営事業上富田文化会館音響設備改修工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆さんにご報告いたします。

上富田町議会の申合せにより、議長の任期2年が参りました。私、議長から辞職願を提出させていただきます。再開後は副議長と交代いたしますのでよろしくお願いをいたします。

午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午後 1時27分

○副議長（松井孝恵）

それでは、再開をいたします。

ただいま大石議長から議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第106条の規定により、私、松井が議長の職を務めますのでよろしくお願いを申し上げます。

大石議長さんの仮議席を報告いたします。

仮議席は13番議席といたします。

それでは、お諮りいたします。

上富田町議会議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第1と

して直ちに議題にすることに決しました。

△追加日程第1 辞職第1号

○副議長（松井孝恵）

追加日程第1 上富田町議会議長の辞職許可についての件を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、大石哲雄君の退席を求めます。

（4番 大石哲雄君 退席）

○副議長（松井孝恵）

それでは、事務局より辞職願を朗読させます。
事務局長、森岡君。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

辞職第1号、令和2年5月15日、上富田町議会副議長松井孝恵殿。

上富田町議会議長大石哲雄。

辞職願。

このたび、議会の申合せにより議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（松井孝恵）

お諮りします。

ただいま事務局長より朗読しましたとおり、大石哲雄君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、大石哲雄君の議長の辞職を許可することに決しました。

（4番 大石哲雄君 着席）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時30分

○副議長（松井孝恵）

再開いたします。

ただいま大石哲雄君の議長の辞職は許可されましたのでご報告をいたします。

大石哲雄君より一言ご挨拶をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

退任に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

2年間にわたりまして、皆様方のご理解とご協力の下で何とか無事に議長職を務めさせていただきました。誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

振り返りますと反省することばかりでございまして、議長、ちょっとしゃべり過ぎやでと、議長、チャンバラはいかんでという2つの言葉が胸に突き刺さっております。残り2年間、この言葉を胸に議員活動に携わってまいりたいと思います。

私の好きな言葉の一つに、「たゆまざる歩み恐ろしカタツムリ」という言葉がございまして。これからも日々僅かながらも精進してまいりますので、今後ともどうかよろしくお祈りを申し上げます、簡単ですがお礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（松井孝恵）

大石議長さんにおかれましては、就任以来2年間にわたり、誠心誠意、町政発展のためにご尽力されてこられました。心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

ただいま議長が欠けました。

お諮りをいたします。

上富田町議会議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決しました。

△追加日程第2 選挙第1号

○副議長（松井孝恵）

追加日程第2 選挙第1号、上富田町議会議長の選挙を行います。

事務局より、上富田町議会議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長、森岡君。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第1号、上富田町議会議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会議長の選挙を行う。

令和2年5月15日、上富田町議会。

以上です。

○副議長（松井孝恵）

それでは、選挙の方法は指名推選と単記無記名投票がございます。いかがいたしますか。

（「単記無記名」の声あり）

○副議長（松井孝恵）

単記無記名という声がありました。それで皆さん、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、議長選挙は単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（松井孝恵）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（松井孝恵）

皆さん、投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（松井孝恵）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（松井孝恵）

よろしいですか。異常なしと認めます。

念のために皆様に申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。

事務局長がただいまから議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票箱に投票願います。

(議会事務局長点呼、投票)

○副議長（松井孝恵）

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（松井孝恵）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了します。

これより開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、家根谷美智子君、9番、榎木正行君を指名します。

(開票)

○副議長（松井孝恵）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票7票、無効投票5票。

有効投票中、大石哲雄君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2票です。したがって、大石哲雄君が上富田町議会議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（松井孝恵）

ただいま上富田町議会議長に当選されました大石哲雄君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

議長に大石哲雄君がなられました。議長席にお着き願います。

これをもちまして、私の議長の職務を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時46分

○議長（大石哲雄）

再開します。

私、大石哲雄が4番に変更されます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時47分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ただいま休憩中に、松井副議長より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

上富田町議会副議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会副議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にすることに決しました。

△追加日程第3 辞職第2号

○議長（大石哲雄）

追加日程第3 辞職第2号、上富田町議会副議長の辞職許可についての件を議題いたします。

地方自治法第117条の規定により、松井孝恵君の退席を求めます。

（8番 松井孝恵君 退席）

○議長（大石哲雄）

事務局より辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

辞職第2号、令和2年5月15日、上富田町議会議長殿。

上富田町議会副議長松井孝恵。

辞職願。

このたび、議会の申合せにより副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りいたします。

ただいま事務局長より朗読しましたとおり、松井孝恵君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、松井孝恵君の副議長の辞職を許可することに決しました。

（8番 松井孝恵君 着席）

○議長（大石哲雄）

ただいま松井孝恵君の副議長の辞職は許可されましたのでご報告いたします。

松井孝恵君よりご挨拶をお願いいたします。

○副議長（松井孝恵）

本日、このような席を設けていただき、誠にありがとうございます。

私は、ちょうど2年前の今日のこの日、ご存じのように紀南病院のベッドの上で寝ておりました。急性心不全という大病を患い、絶対安静という中で議会のほうからご連絡もいただき、皆様のご推挙によって、その際副議長に推薦もされ、就任することができました。この2年間、大石議長さん、それから皆様のご指導の下に2年間大過なく過ごしてることができました。本当に感謝申し上げます。この2年間の私への評価は今後、住民の皆さんがしてくださると思っております。

今回、改選に当たり、多くの同志の皆さんのお気持ちを頂戴し、ただし、気持ちをいただいたにもかかわらず、私としては不本意な、自分の至らない行動で大変ご迷惑をおかけしたことも事実であります。そういうことではありますけれども、今後とも長いお付き合いを皆さんにお願いしたいと思います。

その上で、議会改革は私はまだ始まっていないと感じております。これからだと思い

ます。私も2期生、3期目のことは分かりませんが、先頭に立ってやっていく覚悟をしておりますので、今後ともよろしくご指導いただきますようお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

松井副議長さんにはこの2年間、大変ご苦勞さまでございました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

上富田町議会副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決しました。

△追加日程第4 選挙第2号

○議長（大石哲雄）

追加日程第4 選挙第2号、上富田町議会副議長の選挙を行います。

この際、暫時休憩をいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時53分

○議長（大石哲雄）

再開します。

事務局より、上富田町議会副議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読します。

選挙第2号、上富田町議会副議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会副議長の選挙を行う。

令和2年5月15日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

選挙の方法は指名推選と単記無記名投票がございます。いかがいたしますか。

（「単記無記名」の声あり）

○議長（大石哲雄）

単記無記名投票でご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

副議長選挙は単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（大石哲雄）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（大石哲雄）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（大石哲雄）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（議会事務局長点呼、投票）

○議長（大石哲雄）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、山本哲也君、10番、九鬼裕見子君を指名いたします。

（開票）

○議長（大石哲雄）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票7票、無効投票5票。

有効投票中、田上明人君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2票であります。したがって、田上明人君が上富田町議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（大石哲雄）

ただいま上富田町議会副議長に当選されました田上明人君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

副議長に田上明人君がなられました。

新副議長さんに就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（田上明人）

就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

このたびの町議会臨時会におきまして、副議長にご推挙いただき、その責務の重さに身が引き締まる思いであります。地域主権の時代を迎え、議会の役割が一層増しています。山積している上富田町の課題解決に向け、十分な議論を行い、そして、開かれた議会を目標に議長共々精進していく所存でございます。皆様方のご協力を心よりお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（大石哲雄）

当局の方に申し上げます。

これからの議事につきましては、議会の構成でございますので退席をしていただき、構成が終わりましたら、再度出席をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時05分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第17 選任第1号

○議長（大石哲雄）

日程第17 選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会常任委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、総務教育常任委員会6名、産業民生常任委員会6名。

令和2年5月15日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○議長（大石哲雄）

再開します。

各常任委員会委員の皆さん方を事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

発表します。

まず、総務教育常任委員会委員に、1番、山本哲也議員、2番、正垣耕平議員、3番、家根谷美智子議員、4番、大石哲雄議長、10番、九鬼裕見子議員、11番、山本明生議員、以上の6名です。

続きまして、産業民生常任委員会委員に、5番、中井照恵議員、6番、吉本和広議員、7番、田上副議長、8番、松井孝恵議員、9番、樫木正行議員、12番、木本眞次議員、以上の6名です。

○議長（大石哲雄）

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定により、ただいま事務局より発表したとおり指名をいたします。

暫時休憩をしますので、それぞれの委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

委員会は第1委員会室で順次お願いします。

初めに総務教育常任委員会、それが終わってから産業民生常任委員会の順でお願いをいたします。

では、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時23分

○議長（大石哲雄）

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

総務教育常任委員長に3番、家根谷美智子君、副委員長に10番、九鬼裕見子君、産業民生常任委員長に8番、松井孝恵君、副委員長に6番、吉本和広君。

以上のとおり選出されました。よろしくお願いを申し上げます。

△日程第18 選任第2号

○議長（大石哲雄）

日程第18 選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会運営委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

令和2年5月15日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時27分

○議長（大石哲雄）

再開します。

議会運営委員会委員の皆さんを事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

発表します。

議会運営委員に、3番、家根谷美智子議員、8番、松井孝恵議員、5番、中井照恵議員、10番、九鬼裕見子議員、11番、山本明生議員、12番、木本眞次議員。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま事務局より発表したとおり、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長から指名をいたします。

暫時休憩をしますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時34分

○議長（大石哲雄）

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

議会運営委員会委員長に、11番、山本明生君、副委員長に5番、中井照恵君が選出されました。よろしくお願いを申し上げます。

△日程第19 選任第3号

○議長（大石哲雄）

日程第19 選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任について。

上富田町議会広報特別委員会規程第4条の規定により、上富田町議会広報特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

令和2年5月15日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

委員の選任についていかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

○議長（大石哲雄）

議長一任の声がありますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

議長一任といたします。

議会広報特別委員会委員の皆さんを事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

発表します。

議会広報特別委員会委員に、1番、山本哲也議員、2番、正垣耕平議員、3番、家根谷美智子議員、5番、中井照恵議員、10番、九鬼裕見子議員、7番、田上明人議員、以上の6名です。

○議長（大石哲雄）

ただいま事務局より発表したとおり、議会広報特別委員会委員の選任については、上富田町議会広報特別委員会規程第4条の規定により、議長から指名し決定としましたので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩しますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたしたいと思っております。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時44分

○議長（大石哲雄）

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

議会広報特別委員会委員長に、2番、正垣耕平君、副委員長に1番、山本哲也君が選出されました。よろしくお願いをいたします。

お諮りします。

選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙の件から選挙第8号、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙までの6件について日程に追加し、追加日程第5から追加日程第10として、直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙の件から選挙第8号、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙までの6件についてを日程に追加し、追加日程第5から追加日程第10として直ちに議題にすることに決しました。

△追加日程第5 選挙第3号

○議長（大石哲雄）

追加日程第5 選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙の件を行います。
事務局より朗読させます。
事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。
選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙について。
富田川衛生施設組合規約第7条第1項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。
選挙すべき数、4名。
令和2年5月15日、上富田町議会議長。
以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いを
思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。
お諮りします。
被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

富田川衛生施設組合議員に、2番、正垣耕平君、5番、中井照恵君、6番、吉本和広君、11番、山本明生君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方々が当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

△追加日程第6 選挙第4号

○議長（大石哲雄）

追加日程第6 選挙第4号、富田川治水組合議会議員の補欠選挙を行います。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第4号、富田川治水組合議会議員の補欠選挙について。

富田川治水組合同規約第7条第1項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

令和2年5月15日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。富田川治水組合議会議員に、4番、大石哲雄、9番、檜木正行君、10番、九鬼裕見子君、12番、木本眞次君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が富田川治水組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

△追加日程第7 選挙第5号

○議長（大石哲雄）

追加日程第7 選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の補欠選挙を行います。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の補欠選挙について。

上大中清掃施設組合同規約第9条第2項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

令和2年5月15日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名をいたします。上大中清掃施設組合議会議員、1番、山本哲也君、3番、家根谷美智子君、7番、田上明人君、8番、松井孝恵君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が上大中清掃施設組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

△追加日程第8 選挙第6号

○議長（大石哲雄）

追加日程第8 選挙第6号、公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙を行います。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第6号、公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙について。

公立紀南病院組合規約第7条第2項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

令和2年5月15日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

本件については、申合せにより現議長と前議長、もしくは議長が指名した議員をもって充てることにしておりますので、よろしくお願いをいたします。

指名します。公立紀南病院組合議会議員に、12番、木本眞次君、私、大石哲雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が公立紀南病院組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

△追加日程第9 選挙第7号

○議長（大石哲雄）

追加日程第9 選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を

行います。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第9条第3項の規定により、広域連合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、1名。

令和2年5月15日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員は、前回同様、議長をもって議員に充てたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、大石哲雄を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました私を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、大石哲雄が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

△追加日程第10 選挙第8号

○議長（大石哲雄）

追加日程第10 選挙第8号、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙を行います。事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第8号、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙について。

紀南環境広域施設組規約第5条第2項の規定により、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

令和2年5月15日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

紀南環境広域施設組合議会議員は、前回同様、議長と産業民生常任委員長をもって議員に充てたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、紀南環境広域施設組合議会議員に、8番、松井孝恵君と私、大石哲雄を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8番、松井孝恵君と私、大石哲雄が紀南環境広域施設組合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

報告します。

田辺周辺広域市町村圏組合議会議員につきましては、田辺周辺広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定により、議長、大石哲雄、副議長、田上明人君が組合議員となりますので、報告をいたします。

△日程第20 選出第1号

○議長（大石哲雄）

日程第20 選出第1号、上富田町体育協会理事の選出についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選出第1号、上富田町体育協会理事の選出について。

選出すべき数、2名。

令和2年5月15日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

選出については、申合せにより議長により指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

議長により指名をいたします。1番、山本哲也君、2番、正垣耕平君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま発表いたしましたとおり決しました。

町当局の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時02分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第21 議案第48号

○議長（大石哲雄）

日程第21 議案第48号、上富田町朝来財産区管理委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第48号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから、上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、佐々木誠司。住所、上富田町岩崎547番地。生年月日、昭和34年2月23日。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由を説明させていただきます。

佐々木誠司氏は、平成28年6月15日に朝来財産区管理会委員に就任しており、現在1期目でございます。令和2年6月14日に任期満了になりますので、引き続き朝来財産区管理会委員として務めていただきたく、選任同意方よろしくお願いを申し上げます。

なお、任期期間は令和2年6月15日から令和6年6月14日までの4年間となります。

以上、同意方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大石哲雄）

これより、本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

△日程第 2 2 議案第 4 9 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 2 議案第 4 9 号、監査委員の選任についての件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第 4 9 号、監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、中松村夫。住所、上富田町市ノ瀬 7 1 3 番地の 2。生年月日、昭和 2 5 年 7 月 1 2 日。

令和 2 年 5 月 1 5 日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由を説明させていただきます。

このたび代表監査委員の井上秀男氏より、今期限りで監査委員の職を退かれないとの申出があり、井上代表監査委員は平成 1 2 年 6 月より 5 期 2 0 年、代表監査委員として町行政発展のためにご協力を賜りました。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

後任につきましては、氏名は中松村夫氏でございます。中松村夫氏は有識者として地方行政にも幅広く関与していただいております、十分な知識と認識があり、適任の方であると考えますので、議会の選任同意方よろしくお願いを申し上げます。

なお、任期期間は令和 2 年 6 月 1 0 日から令和 6 年 6 月 9 日までの 4 年間となります。どうか同意方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大石哲雄）

これより、本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号、監査委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

お手元に配付しております議案第50号、監査委員の選任についての件を日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任についての件を日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題にすることに決しました。

△追加日程第11 議案第50号

○議長（大石哲雄）

追加日程第11 議案第50号、監査委員の選任についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第50号、監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、木本眞次。住所、上富田町生馬1709番地の2。生年月日、昭和21年6月22日。

令和2年5月15日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由について説明をいたします。

木本眞次氏は議長経験も積まれており、自治体の財務管理などに詳しい方でございますので適任と考えておりますので、選任同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本件につきましては、12番、木本眞次君の一身上に関する件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、木本眞次君を除斥したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、木本眞次君を除斥することに決しました。

木本眞次君の退席を求めます。

（12番 木本眞次君 退席）

○議長（大石哲雄）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号、監査委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任についての件はこれに同意することに決しました。

（ 1 2 番 木本眞次君 着席）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時12分

○議長（大石哲雄）

再開します。

木本眞次議員の監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意されたのでご報告いたします。

お手元に配付しておりますとおり、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

これらの申出についてを日程に追加し、追加日程第12として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決しました。

△追加日程第12 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

追加日程第12 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会、家根谷美智子委員長より28項目、産業民生常任委員会、松井孝恵委員長より25項目、議会広報特別委員会、正垣耕平委員長より1項目、議会運営委員会、山本明生委員長より3項目、以上となっております。

また、2として、目的については所管事務調査。

3、方法及び期間は、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和2年第1回上富田町議会臨時会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会では、大石哲雄議長さん、田上明人副議長さんをはじめ、各常任委員会、特別委員会の構成など、今後の議会運営に関わる重要な事項を決定されました。

新たに就任されました大石議長さんは、歴史と伝統ある上富田町議会ですべて初めて3期目の議長となります。また、田上副議長さんは、1期目での副議長就任も上富田町議会では初めてでございます。大石議長さんがいつも言われている開かれた議会、議会改革

をより一層進めていただきたいと思います。各常任委員、特別委員に就任されました議員各位におかれましては、これまでに増してのご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本定例会に上程しました報告、議案につきまして慎重審議をしていただき、全てを承認していただき、人事案件として朝来財産区管理会委員に佐々木誠司氏、監査委員に中松村夫氏、木本眞次氏を選任同意いただきましたこと、誠にありがとうございます。

次に、令和2年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、各常任委員会で報告していますように、国の特別定額給付金事業の申請書の郵送については、承認後すぐに7,208世帯に送付をしています。郵便局からの配達には18日月曜日からと聞いています。このようなA4型の茶封筒で配送をされます。

また、申請窓口への問合せなど、住民が密集する可能性があるため、役場、各出張所を申請書相談窓口として、5月20日水曜日から5月29日の金曜日まで開設します。役場の前の窓口は5月31日まで開設します。時間帯は午前9時から午後5時までとなっております。

次に、かみとんだ地域元気商品券事業につきましては、当初は6月1日の発送の予定でしたが、早ければ5月25日の月曜日から順次配達できると聞いております。商品券事業はこのようなブルーの封筒で配達されます。それで簡易書留となっております。使用期間は、令和2年6月1日から11月30日までの6か月間です。

次に、令和元年度一般会計につきまして、新型コロナウイルス感染症対策及び令和元年度の実質収支を見込んだ最終予算であります。5月31日の出納閉鎖で決算することになっております。一般会計の決算状況では、財政調整基金などからの繰入れをすることなく決算に向けて進めておりますが、上富田町は現在大変厳しい財政状況には変わりなく、効率的で持続可能な行財政運営を確保するため、今後も財政の健全化に取り組む必要がありますので、監査委員の指摘事項を十分に反映し、なお一層の取組を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私といたしましても、さらに議会との連携、協調を図りながら、本町の实情に合った上富田町らしい第4次総合計画に基づき、未来につながる明るく元気なまちづくりを目指し全力で取り組み、一つでも町民の皆さんの期待に応えられるよう、行政運営を行いますので、温かいご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策における寄附につきまして、4月27日の全員協議会で説明した以降、5月1日にセレモニーホールなかた様よりマスク500枚を寄附していただきましたので報告をいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

これにて令和2年第1回上富田町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて令和2年第1回上富田町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

上富田町議会副議長 松井 孝恵

議事録署名議員 山本 明生

議事録署名議員 木本 眞次